

第2節 教職員の人事・任用

1. 小・中学校の人事・任用

(1) 人事異動の基本方針

人事異動の基本方針については、昭和44年度末における方針を検討し、必要な修正を加えて作成した。

次にその内容をかかげる。

昭和45年度末小・中学校教職員人事に関する方針

福島県教育委員会

教育に対する県民の期待と要望にこたえ、学校教育の刷新充実をはかり、本県教育水準の向上を期するためには、教職員組織の充実強化を行なわなければならない

よって本委員会は、年度末人事方針を下記のとおり策定し、この実現を期するものである。実施にあたっては、市町村教育委員会との緊密な提携協力をもとより、教育関係者の積極的な協力と、広く県民各位の理解ある支持を切望してやまない。

記

1. 基本方針

- (1) 全県の視野にたって、適材を適所に配置し、教育効果向上をはかる。
- (2) 教育の機会均等の理念に立脚して、地域差、学校差の是正につとめ、各学校の教職員組織の充実と均衡化をはかる。
- (3) 教育優先の立場から厳正公平な人事を行ない、教職員の士気の高揚をはかる。

2. 重点

- (1) 教育の刷新充実をはかるため有能適格な教職員の確保につとめ、新進有為な人材の登用をはかる。
- (2) へき地学校の教職員組織の充実をはかるため、都市、平地、へき地相互間の交流を促進する。
- (3) 教育水準の向上をはかるため、教職員の広域交流を促進する。
- (4) 学校管理の適正化をさらに推進するため、管理職の選考及び配置の適正を期する。
- (5) 特殊教育の振興をはかるため、担当者に適任者を配置する。

3. 実施方針

(1) 採用

- ① 教員については、資格・人物・健康・成績等に基づいて選考し、その配置の適正を期する。
- ② 事務職員については、教員に準じて行なう。

(2) 交流

- ① 免許状・年齢構成・性別等について各学校の均衡をはかるため、つとめて広域にわたって交流を行なう。
- ② 都市と農村およびへき地との計画的な交流を行なう。
- ③ 中堅の立場にある教員の計画的な相互交流を行なう。
- ④ 他県等との計画的な相互交流を行なう。
- ⑤ 特殊教育担当者の適正な配置を行なう。
- ⑥ 同一校相当年数勤務者の適正な交流を行なう。

(3) 昇任

- ① 校長については、その職責の重要性にかんがみ、資

格・人物・指導力・勤務実績・健康等のすぐれた者のうちから厳選する。

- ② 教頭については、校長に準じて厳選する。
- ③ 教員については、免許状の取得状況、勤務実績等によって選考する。
- ④ 事務職員については、勤務年数・勤務実績等によって選考する。

(4) 降任及び退職

勤務実績・健康・年齢・勤務年数等を考慮して慎重に行なう。

(2) 人事異動の具体方針

人事異動の具体方針は、人事実施要項に定められているが、昭和45年度末人事の特色となる点はつぎのとおりである。

- ① 採用は教員採用候補者名簿に登録された者の中から選考することとし、採用事務の合理化をはかった。なお、配置に当っては、原則として出身ブロック外に採用することとした。これは、広域交流、へき地交流の円滑化をねらったものである。
- ② 交流の一般的基準中に「教育振興の立場を優先する」旨を明記するとともに、地区間の格差是正のため地区間交流を計画的に促進した。
- ③ へき地と平地間の交流については、これを推進するため、地域区分のC地区学校についての改訂を昨年引き続き実施した。
- ④ へき地学校の多い会津ブロックの人事交流を促進するため、出身地、勤務校ともに会津ブロック外のへき地未経験者が会津ブロックに転入してへき地勤務をする場合は、1級地は2年以上、へき地振興会及び教育事務所指定のへき地校は3年以上とそれぞれ勤務を要する期間を1年短縮する措置をとった。
さらにへき地学校に勤務すべき該当者のすくない地域においては、採用年度のいかんにかかわらず計画的にへき地学校に転出させることとした。
- ⑤ 過員解消、へき地未経験者の偏在を調整するため、総合人事交流計画により広域交流を計画的に促進する措置をとった。
- ⑥ 退職勧奨の基準については、「退職勧奨要綱」の改訂を行ない、計画的に年齢の引きあげをはかり、本年度は校長58才、扶養義務者でない者についても52才と1年延長した。

また、教育の刷新充実と年齢構成の観点から、生活主体者でない者で満45才以上又は勤続年数20年以上の者で、年金年限に達したものについても退職勧奨ができるようにした。

これを要するに、「未来をひらく豊かな教育」をめざす本県教育の振興をはかるために、全県の視野にたって適材を適所に配置するとともに、広域行政に即応する教育優先の人事を実施するよう前年に引き続き努力した点である。

(3) 教職員の配置基準

標準法改正第3年次であり、学級編制基準改善との関連において、教職員の配置基準を次表のとおり改善した。

なおこの基準を、より改正法の趣旨に近づけるために、さ